

## 令和 7年5月募集のご案内

葛飾区



### 都営住宅(地元割当)・区営住宅入居登録者の募集

都営住宅(地元割当) (10戸)

区営住宅 (20戸)

◇葛飾区では、「都営住宅の地元割当募集」・「区営住宅募集」・「東京都が行う都営住宅入居者募集」を一緒に行います。各入居資格の条件に該当していれば、1世帯で上記3つの募集にそれぞれ1通ずつ申し込むことができます。

◇「都営住宅の地元割当募集」・「区営住宅募集」は、家族向住宅入居者の募集です。

◇葛飾区のホームページから、「募集案内」・「申込書」のダウンロードができます。

### 申 込 期 間 令和7年5月7日(水)～15日(木)

#### (申込書配布期間)

☆募集案内・申込書は、申込期間(土・日・祝日を除く。)に限り配布します。

☆申し込みは郵送で、5月21日(水)までに葛飾郵便局に届いたものに限り受け付けます。

※「募集案内」・「申込書」のホームページからのダウンロードは、5月7日から5月15日まで可能です。

### 抽 せ ん 日 令和7年6月13日(金) 午前9時30分から

葛飾区役所新館7階705会議室にて

☆抽せん番号の通知は6月上旬に発送します。

☆抽せん結果の通知は6月下旬に発送します。

☆当日は会場においでにならなくてもさしつかえありません。

### 申 込 方 法

☆窓口で入手した申込書を使用する場合

- (1) 申込書に必要事項を記入してください。
- (2) 抽せん番号のお知らせハガキ・抽せん結果のお知らせハガキのそれぞれに85円切手を貼ってください。
- (3) 申込用封筒に申込書を入れ、110円切手を貼り、封筒の裏面に住所・氏名を記入して、郵送してください。

葛飾区役所 都市整備部 住環境整備課

〒124-8555 葛飾区立石5丁目13番1号  
電 話：5654-6429 (ダイヤルイン)

## 都営住宅地元割当（家族向）

都営住宅の地元割当の募集は、葛飾区民を対象に東京都から葛飾区に割り当てられた都営住宅の戸数を募集するものです。

### 【入居資格】

申し込みのできる方は、次の(1)～(5)のすべてにあてはまる必要があります。

(2)～(5)の資格は、東京都が行う都営住宅の募集と同じです。詳しい内容は、東京都の「都営住宅入居者募集のご案内」をご覧ください。

※入居資格に関する基準日については、東京都の「都営住宅入居者募集のご案内」15ページをご覧ください。

#### (1) 葛飾区内に居住していること

①申込者が葛飾区内に居住する成年者（18歳未満の既婚者を含む）で、そのことが住民票で証明できること（外国人については在留資格が確認できること）。なお、18歳未満の既婚者には、入居手続きのときまでに入籍できる婚姻予定者を含みます（18歳未満の婚姻予定者は、法定代理人（親）の同意が必要です）。

②外国人については、①のほかに日本国に永住・定住することを認められた方、または申込書配布期間において、日本国に在留実績が継続して1年以上であること。東京都が行う都営住宅の募集と同じです。

※基準日の詳しい内容は、東京都の「都営住宅入居者募集のご案内」15ページをご覧ください。

#### (2) 同居親族がいること

※この資格は、東京都が行う都営住宅の募集と同じです。詳しい内容は、東京都の「都営住宅入居者募集のご案内」16ページをご覧ください。

#### (3) 世帯の所得（同居親族に所得がある場合は合算）が所得基準内であること

※この資格は、東京都が行う都営住宅の募集と同じです。詳しい内容は、東京都の「都営住宅入居者募集のご案内」26～33ページをご覧ください。

※所得については、東京都の「都営住宅入居者募集のご案内」26ページの「所得基準」をご参照ください。

#### (4) 住居に困っていること

※この資格は、東京都が行う都営住宅の募集と同じです。詳しい内容は、東京都の「都営住宅入居者募集のご案内」17ページをご覧ください。

#### (5) 申込者（同居親族を含む）が暴力団員でないこと

※この資格は、東京都が行う都営住宅の募集と同じです。詳しい内容は、東京都の「都営住宅入居者募集のご案内」17ページをご覧ください。

## 【募集する住宅】

この募集における都営住宅のあき家入居登録者は、今後1年間に発生が予想されるあき家住宅への入居予定者として登録され、あき家が発生次第、住宅をあっせんされる方です。申込地区の中で、あき家が発生する都度、登録順位の上位の方から住居をあっせんします。

### 【2人以上世帯向住宅】 2人以上の世帯が申し込みできる地区（10戸）

| 申込地区 | 募集戸数 | 住宅名      | 主な所在地    | 間取り | 専用面積(m <sup>2</sup> ) | 予定使用料(円)      |
|------|------|----------|----------|-----|-----------------------|---------------|
| A    | 1戸   | 高砂四丁目    | 高砂4-1ほか  | 2DK | 40                    | 22,500～44,400 |
| B    | 2戸   | 東新小岩一丁目  | 東新小岩1-14 | 2DK | 40                    | 23,000～45,200 |
| C    | 2戸   | 東堀切二丁目第4 | 東堀切2-23  | 2DK | 40                    | 22,500～44,200 |
| D    | 2戸   | 西新小岩一丁目  | 西新小岩1-1  | 3DK | 51～55                 | 25,700～56,000 |
| E    | 1戸   | 新宿六丁目    | 新宿6-5ほか  | 2DK | 53                    | 29,000～57,200 |
| F    | 1戸   | 金町一丁目    | 金町1-12   | 3DK | 55                    | 27,900～54,800 |
| G    | 1戸   | 南水元一丁目第2 | 南水元1-9ほか | 3DK | 55                    | 27,700～55,300 |

※A、B、C、Eはバリアフリー仕様、エレベータ有。D、Gはエレベーターのみ有。

## 区営住宅（家族向）

この募集は、区営住宅の入居者を募集するものです。

申込者の中から抽選で資格審査対象者を選び、登録します。登録順位の上位の方から資格審査を行い、入居資格審査に合格した方に住宅あっせんします。

### 【入居資格】

申し込みのできる方は、次の(1)～(5)のすべてにあてはまる必要があります。

(2)～(5)の資格は、東京都が行う都営住宅の募集と同じです。詳しい内容は、東京都の「都営住宅入居者募集のご案内」をご覧ください。

※入居資格に関する基準日については、東京都の「都営住宅入居者募集のご案内」15ページをご覧ください。

#### (1) 葛飾区内に継続して1年以上居住していること

- ①申込者が葛飾区内に継続して1年以上居住する成年者で、そのことが住民票の写しで証明できること。ただし、成年者には、18歳未満の既婚者および入居手続きのときまでに婚姻できる婚姻予定者を含みます。また、未成年者との婚約による申し込みは、入居資格審査のときに、未成年者の法定代理人（親）の同意書の提出が必要です。
- ②外国人については、中長期在留者で、①のほかに入居期間から審査日まで継続して次のいずれかの在留資格を有しており、そのことが住民票の写しで証明できること。  
ア「永住者（特別永住者を含む。）およびその配偶者等」・「日本人の配偶者等」・「定住者」イ以外の在留資格の場合は、申込期間において、在留実績が継続して1年以上あること。

#### (2) 同居親族がいること

※この資格は、東京都が行う都営住宅の募集と同じです。詳しい内容は、東京都の「都営住宅入居者募集のご案内」16ページをご覧ください。

#### (3) 世帯の所得（同居親族に所得がある場合は合算）が所得基準内であること

※詳しい内容は、東京都の「都営住宅入居者募集のご案内」26～33ページをご覧ください。

※所得については、東京都の「都営住宅入居者募集のご案内」26ページの「所得基準」をご参照ください。

#### (4) 住宅に困っていること

※この資格は、東京都が行う都営住宅の募集と同じです。詳しい内容は、東京都の「都営住宅入居者募集のご案内」17ページをご覧ください。

#### (5) 申込者（同居親族を含む）が暴力団員でないこと

※この資格は、東京都が行う都営住宅の募集と同じです。詳しい内容は、東京都の「都営住宅入居者募集のご案内」17ページをご覧ください。

### 【募集する住宅】

- 住宅の間取り…2DK（6畳、6畳、DK）、3DK〔（6畳、6畳、4.5畳、DK）、（6畳、4.5畳、4.5畳、DK）または（6畳、4.5畳、3畳、DK）〕
- 使用料…使用料は、世帯の所得・住宅のある地域・住宅の広さ・建築年数等により決定します。そのため、世帯の所得金額によって使用料の金額が変わります。
- 区営住宅の中で、住宅所在地の町名やアパート名などを指定することはできません。

| 募集戸数 | 名 称          | 所 在 地      | 間取り     | エレベーター | 風呂釜形式 | 専用面積 (㎡)    | 予定使用料 (円)     |
|------|--------------|------------|---------|--------|-------|-------------|---------------|
| 20戸  | 白鳥三丁目第3アパート  | 白鳥3丁目20番   | 3DK     | 無      | 給湯式   | 61.53       | 31,400～83,300 |
|      | 宝町一丁目アパート    | 宝町1丁目5番    |         | 有      | 給湯式   | 51.04・59.60 | 25,300～78,500 |
|      | 西亀有二丁目第9アパート | 西亀有2丁目26番  |         | 無      | バランス型 | 61.53       | 31,500～84,700 |
|      | 白鳥三丁目第4アパート  | 白鳥3丁目17番   |         | 有      | 給湯式   | 55.81・61.53 | 28,700～83,800 |
|      | 水元一丁目アパート    | 水元1丁目25番   |         | 有      |       | 61.53       | 30,600～81,100 |
|      | 青戸八丁目第2アパート  | 青戸8丁目11番   |         | 無      |       | 62.27       | 32,100～85,200 |
|      | 柴又六丁目アパート    | 柴又6丁目11番   |         | 無      |       | 55.80・61.50 | 28,400～82,600 |
|      | 柴又六丁目第2アパート  | 柴又6丁目13番   |         | 有      |       | 55.81・61.53 | 29,300～85,500 |
|      | 柴又二丁目アパート    | 柴又2丁目1番・2番 |         | 有      |       | 42.36・55.92 | 20,500～72,700 |
|      | 亀有一丁目第4アパート  | 亀有1丁目5番    | 2DK・3DK | 有      |       | 55.81・61.53 | 29,000～84,800 |
|      | 金町四丁目第3アパート  | 金町4丁目13番   | 3DK     | 有      |       | 53.95・63.11 | 28,600～88,900 |

※〈風呂釜形式〉

・バランス型・・・浴室の中に風呂釜がある住宅

・給湯式・・・浴室の外に風呂釜がある住宅

注意：計画修繕等の都合で、バランス型風呂釜が壁貫通給湯器に変更している場合があります。

### 【入居手続き】

(1) 入居手続きまでに保証金として、住宅使用料の2か月分を納めていただきます。

(2) 入居にあたり連絡先となる方1名が必要になります。

※詳しい内容は、東京都の「都営住宅入居者募集のご案内」13ページをご覧ください。

## 申し込みにあたっての注意

- ①家族向け（2人以上）住宅の募集です。原則単身者の方は申し込みできません。
- ②入居資格に該当しない方は申し込みできません。詳しくは「入居資格」をご覧ください。
- ③申込書の書き方は、次のページの記入例を参考にしてください。記入もれや不整合のないようにしてください。記入内容の不備等により、申し込みが無効になる場合もあります。
- ④「都営住宅（地元割当）」を申し込む場合は、「募集する住宅」の申込地区の「A」から「G」のどれか一つを○で囲んでください。「区営住宅」を申し込む場合は、「募集する住宅」の申し込み希望「有」または「無」を○で囲んでください。資格要件に該当すれば、この申込書1通で、「都営住宅（地元割当）」と「区営住宅」に両方申し込むことができます。また、○がない場合、その申込地区は無効となります。
- ⑤同時に募集する「東京都が行う都営住宅入居者募集」と混同しないように注意してください。「都営住宅（地元割当）」と「区営住宅」を申し込む場合は、クリーム色の申込書と封筒を使用してください。（ホームページからダウンロードして印刷した場合は、用紙の色は問いません。）
- ⑥この「都営住宅（地元割当）募集」と「区営住宅募集」は、1世帯につき1通の申し込みができます。1世帯で2通以上の申し込みをしたとき、同一人の氏名を2通以上の申込書に記入したとき（同居親族欄に記入しているものを含む。）は、全部の申し込みが無効となります。なお、この「都営住宅（地元割当）募集」と「区営住宅募集」の申し込みに加え「東京都が行う都営住宅募集」を同時に申し込みすることはさしつかえありません。

※婚約者との申し込みは、婚約者を含めて1世帯となります。

⑦申し込み後の申込地区・申込者・同居親族の変更はできません。

⑧都営住宅募集ですでに合格、登録されている方は、原則として申し込みできません。

⑨申込用紙の郵送販売や申し込みの代行を行う業者は、葛飾区、東京都、東京都住宅供給公社のいずれとも全く関係ありません。申し込みにあたっては事故のないように注意してください。

⑩以前に都営住宅にお住まいであった方で使用料等に未納分のある方は資格審査までにお支払いいただきます。



# 都営住宅入居を希望される方へ

募集のご案内・申込用紙等は、募集期間中に限り配布します。  
(募集期間はそれぞれ約10日間です。)

| 募集予定時期        | 対 象                              |
|---------------|----------------------------------|
| 5月上旬          | 家族向・単身者向等(抽せん方式)・居室内で病死等があった住宅   |
| 8月上旬          | 家族向(ポイント方式)                      |
|               | 単身者向・シルバーピア(抽せん方式)・居室内で病死等があった住宅 |
| 11月上旬         | 家族向・単身者向等(抽せん方式)・居室内で病死等があった住宅   |
| 2月上旬          | 家族向(ポイント方式)                      |
|               | 単身者向・シルバーピア(抽せん方式)・居室内で病死等があった住宅 |
| 毎月・随時募集(公社HP) | 詳しい内容は、公社ホームページで確認またはお問い合わせ下さい   |

※ポイント方式とは、抽せんによらず、書類審査や実態調査をしたうえで、住宅に困っている度合いの高い方から順に、申込地区ごとの募集戸数分の方を入居予定者として登録する募集方法です。  
ひとり親世帯(母子・父子世帯)・高齢者世帯・心身障害者世帯・多子世帯(18歳未満の児童が3人以上いる世帯)・車いす使用者世帯・特に所得の低い一般世帯等、限られた方が対象です。

※詳細については未定ですが、募集期間が決定すると、広報「東京都」、「広報かつしか」、テレホンサービス等で募集概要をお知らせします。

※都営住宅の募集では、東京都が行う募集(都公募)のほかに、葛飾区民を対象とした地元割当分の募集を行う場合があります。その場合は、それぞれ1通ずつ申し込みができます。ただし、地元割当については、募集がない場合もあります。

## 〈募集を知る方法〉

○広報「東京都」…募集月の前月末頃に新聞折り込みされるものをご覧ください。

○東京都住宅供給公社…電話 3498-8894

テレホンサービス…電話 6418-5571 ホームページ…<https://www.to-kousya.or.jp/>

○葛飾区では募集月の前月末頃に、以下の媒体でもお知らせします。

「広報かつしか」

FM放送「かつしかFM」 周波数 78.9MHz

ホームページ <https://www.city.katsushika.lg.jp/>

## 今回の募集に関する問い合わせ先

葛飾区役所 都市整備部 住環境整備課 [3階 307番]  
〒124-8555 葛飾区立石5丁目13番1号  
受託業者 日本不動産管理(株)  
電話 5654-6429 (ダイヤルイン)  
電話 3695-1111 内線3443～3445

葛飾区

